

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届手続きについて

- ※ 提出する書類の取扱いについては、必ず「許可申請・変更届の申請書類・添付書類について」でご確認ください。
- ※ 必要書類の詳細については、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物変更届チェック表」でご確認ください。(各必要書類の番号は、チェック表の書類番号に対応しています。)

1 車両の変更について

○必要書類(減車のみの場合は、①、⑨のみで構いません。)

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ⑨収集・運搬車両一覧表(用紙4)
- ⑩新規登録車両の車検証の写し(車検証の有効期限が切れていないことを確認してください。)
- ⑪借用車両の場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・リース契約書又は賃貸借契約書等の写し
 - ・車両使用承諾書(用紙5)
- ⑫車両の写真(用紙6)(前面、側面、表示拡大)
 - ・前面全体が写っていて、ナンバーが鮮明であるもの
 - ・側面全体が写っていて産廃運搬車である旨の表示がされている状態のもの
 - ・表示の拡大写真

※特別管理産業廃棄物処理業の場合は、荷台の形状がわかる写真も必要です。

※他の許可業者が既に登録している車両は、登録できません。

※用途の欄が「乗用」の車両は、原則登録できません。

※車検証の備考欄に、「積載物品は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)」の規定により、「がれき類」、「鋳さい」を運搬することはできませんのでご注意ください。

2 代表者の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ②新代表者の本籍地入りの住民票
- ③新代表者の「成年後見登記制度」に伴う「登記されていないことの証明書」
- ④役員等新旧対照表
- ⑦法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ⑧誓約書(用紙3)
- ⑩処理業の許可証(新しい許可証が完成した時に、古い許可証を返納していただきます。)

※以前から役員であった方が代表者になる場合は、②、③、⑧については不要です。

3 役員等(取締役、監査役、政令使用人)の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ②新任の役員等の本籍地入りの住民票
- ③新任の役員等の「成年後見登記制度」に伴う「登記されていないことの証明書」
- ④役員等新旧対照表
- ⑦法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ⑧誓約書(用紙3)

※②、③については、新任の役員等の分のみ必要です。退任のみの場合は、②、③、⑧については不要です。

4 役員等(株主・出資者)の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ②(株主・出資者が個人の場合)新規の株主・出資者の本籍地入りの住民票
- ③(株主・出資者が個人の場合)新規の株主・出資者の「成年後見登記制度」に伴う「登記されていないことの証明書」
- ④役員等新旧対照表
- ⑤(株主・出資者が法人の場合)新規の株主・出資者の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
- ⑧誓約書(用紙3)

※②、③については、新規の株主・出資者の分のみ必要です。

※退任のみの場合は、②、③、⑤、⑧については不要です。

5 登記上の本店の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
 - ⑦法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ⑱処理業の許可証(新しい許可証が完成した時に、古い許可証を返納していただきます。)
- ※登記上の本店と事務所を同時に変更する場合は、6の書類も必要です。

6 事務所・駐車場所所在地の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
 - ⑬、⑮事務所・駐車場の付近見取り図(地番や住居表示が確認できるもの)
 - ⑭、⑰事務所・駐車場の使用権原を証する書類
(自社所有の場合)
 - ・不動産登記簿謄本
- ※事務所、有蓋車庫の場合は建物の、駐車場の場合は土地の不動産登記簿謄本が必要です。
(借家、借地の場合)
 - ・賃貸契約書の写し又は土地・建物使用承諾書(用紙9)を添付してください。
- ※土地・建物の所有者を確認するため、不動産登記簿謄本も併せて提出する必要があります。
- ⑯駐車場の平面図
登録している車両全てを駐車できるスペースがあることを確認させていただきます。
- ※個人申請者の方が住所変更された場合は、②本籍地入りの住民票も必要になります。

7 法人名称の変更について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ⑥定款又は寄付行為の写し
- ⑦法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ⑱処理業の許可証(新しい許可証が完成した時に、古い許可証を返納していただきます。)

8 事業の廃止について

○必要書類

- ①変更届(産業廃棄物処理業:様式第11号 特別管理産業廃棄物処理業:様式第17号)
- ⑱処理業の許可証(返納していただきます)

- ※ 申請書類については、札幌市のホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」からダウンロードできます。
(<http://www1.city.sapporo.jp/download/shinsei/>)
- ※ 役員、株主・出資者の変更の場合、欠格要件に該当すると、既許可の取消しとなります。
- ※ 住民票、登記されていないことの証明書、法人登記簿謄本、不動産登記簿謄本は、発行から3ヶ月以内のものに限ります。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届必要書類チェック表

必要書類 (○印:届出書類 ※印:添付書類)	変 更 事 項							
	1 車両	2 代表者	3 役員等	4 役員等 (出資者)	5 本店	6 事務所・ 駐車場	7 法人名称	8 事業廃止
① ○産業廃棄物処理業変更届(様式第11号) ○特別管理産業廃棄物処理業変更届(様式第17号)	○	○	○	○	○	○	○	○
② ※本籍地入りの住民票 (新任の役員、株主、出資者等の分のみ) 外国人の場合は、外国人登録証明書		△	○	○		△ ※1		
③ ※登記されていないことの証明書 (新任の役員、株主、出資者等の分のみ)		△	○	○				
④ ○役員等新旧対照表		○	○	○				
⑤ ※(法人の株主・出資者の場合)出資法人の法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)				○				
⑥ ※定款又は寄付行為の写し							○	
⑦ ※申請者の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		○	○		○		○	
⑧ ○誓約書(用紙2:個人申請者用 用紙3:法人申請者用)		△	○	○				
⑨ ○収集・運搬車両の一覧表(用紙4)	○							
⑩ ※車検証の写し	○							
⑪ (借用車両の場合) ○車両使用承諾書(用紙5) ※リース契約書・賃貸借契約書等の写し	△							
⑫ ○収集・運搬車両の写真(用紙6)(前面、側面、表示拡大) (特別管理産業廃棄物処理業の場合は荷台の形状がわかる 写真も必要)	○							
⑬ ※事務所の付近見取り図						○		
⑭ ※事務所の使用権原を証する書類 (不動産登記簿謄本、土地・建物使用承諾書(用紙9)、賃貸 借契約書の写し等)						○		
⑮ ※駐車場の付近見取り図						○		
⑯ ※駐車場の平面図						○		
⑰ ※駐車場の使用権原を証する書類 (不動産登記簿謄本、土地・建物使用承諾書(用紙9)、賃貸 借契約書の写し等)						○		
⑱ ※処理業の許可証(書替交付します)		○			○		○	○

○:必要 △:該当する場合必要

※1 個人申請者の方で自宅を事務所として使用しており、住所が変更になった場合必要となります。

※ 上記以外の事項に変更が生じた場合は、変更届出提出の必要性について、事業廃棄物課(TEL 011-211-2927)へお問い合わせ願います。

※ 必ず「許可申請・変更届の申請書類・添付書類について」をよく読んでください。